

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第一章 農業情勢の転換と農民戦線の分裂

第六節 農業協同組合設立をめぐる農民運動

一、農業会の解体をめぐる配給や隠退蔵物資にからむ旧農業会幹部の不正摘発や、民主的農民代表の役員選出等いわゆる農業会民主化の闘争は、戦後農民運動の一環として各地で活発にたたかわれて来たことは前に記したところである。農業会は資本のために流通過程を合理化し、国家機構の補助として農民収奪の有力な系統組織であると同時に、地主にとっても農民支配の強力な統制機関であり、したがって農業会に対する闘争はしばしば村役場等の末端国家権力との衝突と同一の政治的意義をもったことは当然である。したがってまた市町村農業会が、たとえ農民組織によって民主化されたにしても、全国的な系統的農業会機構の性格からして中央部より当然に圧迫され、民主的農業会としての発展には限界があった。さらにまた農地改革によって地主の経済的基礎が掘りくずされて行くにしたがい、地主とくに農村の支配的勢力であった大中地主は農業会に依拠して旧勢力の維持をはかることに努力し、ここに農民闘争の目標が農業会幹部との闘争に向けられ、そしてそれは農業会の解体にまで進まねばならぬ一の根拠があった。戦後の農業会の主要な業務は農産物の供出と配給の独占的業務に重点がおかれ、これは農民の経営と生活にとってきわめて重要な関係にあり、農業会の民主化ないしその解体は農民経済の窮乏化がすすむにつれてますます緊急な課題となつて来たのである。

連合軍総司令部はその歴史的な指令「農地改革に関する覚書」の中で「農民の利害を無視せる農民ないし農村団体に対する政府の権力的統制」「農民の利害とかけ離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出」を農村の基本的な禍根の一として指摘し、これが対策として「非農民的利害に支配されず、且つ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同組合運動の醸成ならびに奨励計画」の立案を日本政府に指令した。

政府は翌春よりこれが立案に着手したが、はやくも農業会幹部は新協同組合に移行して旧勢力の温存をはかろうとする暗躍がはじまり、農民組織や民主的政党はこれを極度に警戒して新組織の性格、進路、組織方針についてさかんな論議がかわされた。

四七年一月七日政府提出の「農業協同組合法案」は国会を通過し一二月一五日施行された。本法の成立と共に「農業団体の整理等に関する法律」も成立し、全国農業会一府県農業会一市町村農業会の全機構は四八年八月一日までに解散せしめらるることとなった。

農業会の解散と協同組合の設立について、政府、政党、農民組織等はそれぞれの立場から農民に対して宣伝啓蒙活動を展開したが、一般農民の関心は薄く、農業会解散準備総会なども概ね形式的で、事実上旧地主ボス分子に指導されるものも見うけられた。とくに問題となったものは、五〇〇億円以上と推定された農業会財産引継ぎをめぐる農業団体ボス、地主幹部の不正行為の行われた事実であり、農民闘争は民主的農協組の設立の前提として各地に不正摘発などが行われた。

また農業会従業員は解散にともない一応解職され、適格者は新に協同組合職員として採用されることとなっていたが、ここに全国農業会はじめ全国系統組織の従業員の失業問題が現実化し、従業員は全日本農業団体従業員組合として組織を拡大し、不当な解雇、労働条件の低下、幹部の不正

等に対し農民組合と呼応して闘争を展開した。また全農幹部が農業復興会議等の組織を通じて協同組合連合会にすべり込みの運動を行いつつある実情に対しても、民主的農民組織や政党と協同して警告を発する等、協同組合設立をめぐる早くも全国的な闘争が展開されて行ったのである。

農業会解散をめぐる主なる闘争としては、全国農業会本部隅田倉庫摘発闘争、栃木県農業会不正摘発闘争、全国農業会関西支部不正摘発闘争等で、いずれも全農従業員組合と日農との共同によるもので、栃木県の場合は全通労組が参加している。

二、農業協同組合の設立 新に設立される農協組は、農業会とちがって農民の自由意思による組織の建前をとっており「非農民的利害に左右されない」ことが法律に明記されてある。またその事業は販売、購買、信用等の流通過程におけるもののほか「生産協同化」を強調している点に特徴を見出すことができる。それは農地改革や戦後の社会経済事情による農業経営の零細化の事実に対応し、小経営の協同生産による農業生産力の向上を目標とするものであり、政府はじめ農民組合や政党、農民指導者のひとしく力説し宣伝するところであった。

さて協同組合設立にあたって、大別して二つの民間指導機関の活動が見られた。一は農業復興会議に設けられた「農業協同組合組織協力本部」(のちに全国農協組連絡協議会)であり、他はこれと別個の系統で活動を展開した「農業協同組合協会」であり、両者はともに全国的に農協設立をめぐる宣伝啓蒙活動を行い、やがて結成さるべき全国連合会の母体となるものであった。全国的に見ると前者すなわち農復の系統に立つ単位農協組が多く、これはのちに事業別に「全国〇〇農協組連合会」として結合し、後者は「日本〇〇農協組連合会」となった。農復系の「全国農協連合会」には旧農業会系統の幹部が主流をなし「農業復興会議は農業会復興会議なり」との批判が向けられた。「日本農協連合会」は反農業会幹部が主流をなし「全国連合会」系統が日農主体派と結びついたのに対し、これは日農統一派または左派との関係が深かったのである。

さて農村における単位農協組の設立状況を見るに、概して農民の自主的設立による新組織の結成というよりは、一言にして「農業会の看板ぬりかえ」と評される状態であった。そして三月末日までに全国に七、三四五の単位農協が創立総会をあげ、そのうち一、四〇三が認可された。すなわち約三ヵ月で全国市町村数の約一三%に相当する単位農協組が正式に設立され、その後急速に進行して四八年末までには二五、三三八の組合が出来、その正組合員は七、三五六、〇九五人を数うに至った(なお四九年一月現在の全国における設立状況については第一部農民の状態の附表「農業協同組合設立状況」を見よ)。

組合の設立については一町村一組合が通例であるが、しかし種々な原因によって一町村二組合が分立し、はなはだしいものになると五、六組合が乱立している村もある。これは農村内における部落間の利害や感情の対立から部落毎に組合が出来たり、また日農統一派と主体性派、農復系と反農復系指導者の対立が農協の分立をまねいたり、富農的な協同組合と貧農的なものが分裂して両立したり、農村における複雑な社会経済的事情を反映して農協組もまた多様な表情をもって成立して行ったのである。四九年一月現在で全国の単位農協は二八、五一三組合を数えたが、平均して一町村三組合でありこのような組合分立によって経営の規模は当然に小さくなり、経済力も弱く、したがって四九年以降ドッジ・ライン下の経済的逆風の中で農協組経営の危機をまねく一原因となったものである。このことは一組合当り平均三〇〇人足らずの組合員数にもよく現われている。

また県連合会は三七四、販売購買信用連合会は通例一県一組合、教育指導連合会三三、畜産販連三二、養蚕販連三八、開拓生産連三六、そして厚生連は二六府県にそれぞれ設置された。全

国的な農協連合会は一四を数えた。このように連合会が乱立したため、下部組合の負担金を重くし、これがまた農協経営の弱体化をまねく有力な原因となっている。

選出された農協組の役員の性格を見ると次のようである(第208表「農協組理事の所属階層」を参照)。四八年三月現在の理事の所属階層は、地主一三、自作六六、小作一九で自作層の比重が圧倒的に大きい。終戦後改選された農業会の会長が、地主五六、自作三三、小作三、その他八の比率であった事実と比較すれば、農村内部における階層構成の変化と政治経済場面における地主の後退、自作農民層の進出という著しい変化が見られるのである。もっとも、この自作層といえども、一町内外の小作地の所有を兼ねるものが相当あるであろうから「地主的」性格を全く失った自営農民とばかり見るわけにはゆかぬことも事実である。しかしともかくいまや農村における政治的発言力の基礎が「土地を何町歩所有するか」でなく「何町耕作するか」の程度に依存している事実は否定すべくもない。地主の後退、小作の進出、そして何よりも自作農層、とくにその中層以上の政治経済面における支配力の強化は四八年頃よりますます明確になって来たのであり、農協組役員の性格はその一つの指標である。しかし農協組役員(理事、監事、参事)中には旧農業会の役員または指導分子がかなり多数参加していることが各種の調査から明かにされており(「日本農業年鑑」一九五〇年版三六六頁)とくに組合運営の事実上の中心たる参事には旧農業会の幹部が多いことは、新しい協同組合が結局「農業会の看板ぬりかえ」にすぎなかったこと、少くともそのような農協組が相当多数であることを裏書きするものである。

三、農協設立をめぐる農民闘争 日農は農業協同組合設立にさいし、民主的組織の確立、耕作農民のための組合設立を要求して役員選挙をたたかったが、その成果は農地委員選挙の如き成果を見るに至らなかった。しかし農民闘争の盛んな宮城、新潟、群馬、香川、鳥取等の農協連合会には日農関係の理事長、その他の役員を多数当選せしめ、市町村においてもかなり進出したが、全般的には旧農業会幹部と新興農村ボスに圧倒された形である。

また全国的にも、地方的にも農協連合会が分立乱立し、経営の弱体化と、農民への負担の増大を結果しつつある現状を打破するため日農はこれら連合会の統合にも努力し、農業復興会議や全国農協代表者会議と協力して政府および関係方面と交渉した。農協連合会の中でも、酪農その他特殊組合は、とくに商工資本と結びついて耕作農民を収奪する傾向にあり、各町村の民主的農民組合はこれらの「非農民的勢力」に対しても闘争したがそれはほとんど成功していない。

日本共産党は農業会の解散にともなう旧幹部の不正摘発を各地において行い、農村細胞を通じて組合役員の民主的選出等を宣伝して闘って来たが、協同組合の意義を重視して農民に次のように呼びかけた。

「社会の仕くみを変えることは、協同の力でうまい事業をやることでできるのではない。協同の力で農民をおさえつけている敵とたたかって、農民のためになる政治を国全体から村までつくりあげることによって、はじめてできることである。そして農業協同組合は、人民政府ができたあかつきには、そのたすけをかりて資本主義にうちかち、農業のやり方を農民の総力で近代的にかえてゆく大事業の花形となることができる。……共産党は国家のたすけによる農業の機械化と協同経営の発達ということを農民にたいする『農業綱領』の中で根本要求の一つとしてかかげている。……弱い農民、貧しい農民でも、人民政府のもとに労働者階級の指導と協力をあおいで協同の経済組織をつくってゆくならば、この道は一步一步現実となってくる。協同組合は土地、水利の改良、機械のあっせん、貸与、長期低利資金の融通、農業技術の指導など人民政府の手あつい保護をあおぎながら、工業と農業をむすびつける大きなパイプとなり、社会主義の集団農場にうつってゆく掛橋となる。……」(共産党農民部「農業協同組合早わかり」一九四七年一二月刊)

そしてまた具体的な農協対策として、組合の指導権を地主富農から中貧農の手に移し、養蚕、畜

産等の連合会による独占資本の農村支配に対して闘う拠点たらしめること、土地管理、交換分合、共同作業等による協同経営の発展をはかり、また米価、供出、生産材配給、税金等の農民闘争を農協組設立をめぐる闘争と結合すること、これら一切を通じて未組織農民の組織化、農民戦線の統一をはかる等の方針のもとに全国的な闘争が展開された。とくに長野県塩尻村や岡山県興除村、奈良県金橋村等の前進的な農村においては、生産の協同化、機械化等農業近代化の運動がすすみ、土地共同管理など新しい芽生えもこれと併行してすすんだが、それらはなおきわめて部分的な運動にとどまり、すでに記した通り全般的には農協組は農業会の「看板ぬりかえ」にすぎぬ実質を保ったと見るべきである。出来上った二万数千の協同組合は、わずかの例外をのぞきこのような実質をもち、社会党右派から民自、民主党の地盤「農村ボス」の地盤となったのである。

四、主要なる闘争事例

○奈良県金橋村

戦後の供出、税金、土地問題を契機として日農支部が結成され組合の指導権は小貧農層の把握するところとなった。戦前の農業会は地主村長その他旧勢力に支配されていたが、四六年三月の役員改選には貧農出身の農民組合長が会長に選ばれ、その他役員も農民組合代表を多数入れて民主化された。四八年四月協同組合の発足とともに、組合長以下役員は同様農民組合代表によって占められ、協同組合は種豚の共同飼育や水稻直播栽培など農業近代化の試みにのりだした。また協同組合は農民組合と共同して、全村土地等級を決定して民主的供出につとめ、揚水機の共同施設による干害の克服をはかり、その他納税民主化同盟を組織して農家経済収支の記帳にもとづく税務署との交渉などを行い貧農はじめ耕作農民の利益を代表してたたかった。また協同組合の経営も、旧農業会時代に比べ好転するにいたった。

○佐賀県基山町

基山町日農支部は税金、供出等の問題をとらえ小貧農の先頭に立ち強力な組織的闘争をおこない、協同組合の設立に当っては代表者を役員におくりこれが民主的運営を計った、がさらに小農を中心に酪農協同組合を組織し、二〇〇万円の低利資金を出して四〇頭の乳牛を導入し、経営の改善農業近代化の運動をすすめた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
